

求人者ご利用ガイドライン

職業紹介の一般的な流れ



■ 登録について

裏面の求人者用登録書に所定の事項を記入の上、お近くのＪＡ庄内たがわ各支所営農課、または、無料職業紹介所（本所営農販売部 営農企画課）まで提出下さい。直接来所できない場合は、ＦＡＸ等で登録下さい。

■ 求人申込時の労働条件の明示について

求人者は職業紹介事業所に対して労働条件を明示することが、職業安定法により定められています。求人者用登録書は最低限の明示条件ですので漏れなく記入願います。

明示すべき労働条件	
氏 名 又 は 名 称	労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称。
業 務 内 容	業務の内容については、職場環境を含め、できる限り具体的に。
契 約 期 間	期間の定めのない労働契約か、期間の定めのある労働契約か。後者の場合その契約期間。
就 業 場 所	実際に就業する場所について、なるべく詳しく明示して下さい。
就 業 時 間 ・ 休 日 等	始業及び終業の時刻。休日、休暇（有給、その他の休暇）
賃 金 の 額	基本賃金、諸手当、時間外賃金の割増率、賃金支払日、昇給制度、賞与、退職金制度に関する事項。
社 会 保 険 等	厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労災保険等への加入状況。
受 動 喫 煙 防 止 対 策	分煙措置をとっているかを明示してください。

■ 面接・選考について

求職者がいる場合、面接日を指定後、面接場所の地図と紹介状を求職者に渡しますので面接ならびに採否の決定を行って下さい。

※ あっせんに当たっては一定の時間が必要となりますので急な求人の場合は対応できない場合があります。また、求職者の登録状況（播種・田植、庄内柿収穫等の繁忙期）によっては、紹介できない場合があります。

ＪＡ庄内たがわ

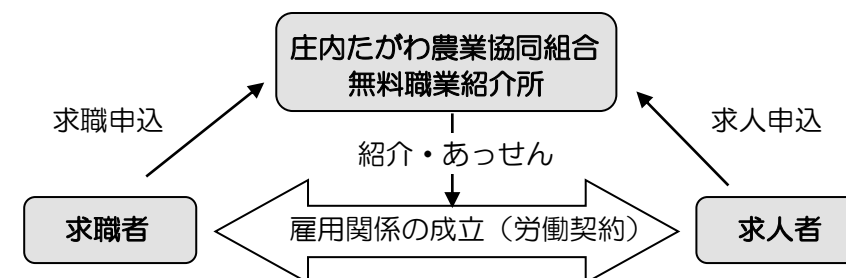
＜ 求人者の皆様へ ＞ 庄内たがわ農業協同組合 無料職業紹介所ご利用案内

庄内たがわ農業協同組合 無料職業紹介所 のご利用について

- 職業紹介事業は、求人者に対しその求める労働者を、求職者に対しその求める仕事をあっせんする事業として、厚生労働大臣許可の下に行われているものです。
- 職業紹介事業者については、求人者及び求職者に適正なサービスができるよう、職業安定法ほか関連法規の遵守が義務付けされております。
- 求人者の方にも、職業紹介が適正に行われるよう、一定の規制が課せられておりますので、この点をご理解いただき、ご利用ください。

職業紹介事業の概要

職業紹介事業とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんする事業です。



（裏面に続く）

庄内たがわ農業協同組合 無料職業紹介所
求人者用登録書

J A庄内たがわ

* 1 作業ごと記載して下さい。

庄内たがわ農業協同組合 無料職業紹介所 行

電話 番 号 0235-64-3725

FAX 番 号 0235-64-4920

求人受付日(農協記入用)

令和 年 月 日

氏 名 (ふりがな)	住 所
	〒
	山形県

電話 番 号 :	携帯電話番号 (スムーズに連絡がとれますので記載下さい)
FAX 番 号 :	— —

* 個人情報について、この無料職業紹介事業以外には使用致しません。

労働条件

業 務 内 容	(雇入れ直後)	(変更の範囲)
採 用 人 数	人	持参希望作業用品
契 約 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 契約更新の有無 (有 ・ 無) 更新条件の有無 (有 ・ 無) → 有の場合 通算契約期間の上限 () 年 / 更新回数の上限 () 回	
就 業 場 所	(雇入れ直後)	(変更の範囲)
集 合 場 所		
就 業 時 間 ・ 休 日 等	① 始業 (時 分) 終業 (時 分) うち休憩時間 午前 (分) 昼休み (分) 午後 (分) ② 所定時間外労働の有無 (有 ・ 無) → 有の場合は時間を記載して下さい (時 分 ~ 時 分) ③ 休日 () ④ 試用期間の有無 (有 ・ 無) → 有の場合は期間を記載して下さい ()	
賃 金 の 額	1 基本賃金(該当箇所に○をつけて金額を記載して下さい。) ① 時 間 給 (円) → 試用期間中 (円) ② 日 給 (円) ③ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ④ そ の 他 (円) 2 諸手当の額及び計算方法(通勤手当などがあれば記載して下さい。) (手当 円 / 計算方法 :) 3 賃金支払日(日払い、週払い、月払い(○日締め●日支払い)など記載下さい。) ()	
社 会 保 険 等	年金、健康保険、雇用保険及び労災保険等への加入状況 ()	
受 動 喫 煙 防 止 措 置	屋外喫煙 (可 ・ 不可) 屋内喫煙 (可 ・ 不可) 備考 :	
募 集 期 間	令和 年 月 日 まで	

※この登録書は最低限の明示条件ですので漏れなく記入願います。

賃金の直接払いについて

■ 労働者（求職者）の賃金は、事業主が直接支払うことが必要です。

注意事項

■ 雇用関係は、求人者と求職者の間で成立しますので、労働者（求職者）が仕事上の理由でケガをしたり病気になった場合、使用者は、労働者（求職者）の療養費を負担しなければなりません。

※労災、傷害共済等の加入をお勧め致します。

■ 既に明示した労働条件の内容と異なる部分が生じた場合には、当該明示を受けた労働者（求職者）に、速やかにお知らせ願います。

■ 募集・採用に当たっては年齢制限を行わないことが原則となっております。（雇用対策法施行規則）

■ 専業主は、労働者の募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えることが原則となっております。（雇用機会均等法）

お問い合わせ

庄内たがわ農業協同組合 無料職業紹介所 事務局
山形県鶴岡市上藤島字備中下3-1 本所営農販売部 営農企画課内
電話番号 0235-64-3725 FAX 0235-64-4920